

令和4年度 あさぎり町議会第2回会議会議録（第5号）						
招集年月日	令和4年6月7日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和4年6月10日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和4年6月10日 午後2時30分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 14名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	2番 岩本恭典 3番 難波文美					
出席した議会書記	事務局長 山本祐二 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	総務課長	山内悟	○	教育課長	山口宏子	○
	会計 管理者	土肥克也	○	健康推進 課長	大藪哲夫	○
	企画政策 課長	荒川誠一	○	農林振興 課長	万江幸一朗	○
	財政課長	田中伸明	○	商工観光 課長	深水昌彦	○
	税務課長	池上聖吾	○	建設課長	酒井裕次	○
	町民課長	山口和久	○	上下水道 課長	鬼塚拓夫	○
	生活福祉 課長	蓑田輝幸	○	農業委員会 事務局長	高田真之	○
高齢福祉 課長	林敬一	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第1号）

日程第 1	議案第 5号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第 2	議案第 6号	あさぎり町救護施設あり方検討委員会条例の制定について
日程第 3	議案第 7号	あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 8号	あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 9号	令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について
日程第 6	議案第10号	令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 7	議案第11号	令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 8	議案第12号	令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第 9	議案第13号	令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第10	議案第14号	令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第11	議案第15号	令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第12	議案第16号	旧深田中学校校舎等解体工事請負契約の締結について
日程第13	報告第 4号	令和3年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
日程第14	報告第 5号	令和3年度事故繰越計算書（一般会計）の報告について
日程第15	報告第 6号	令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
日程第16	発議第 4号	食料安全保障予算の新設を求める意見書について
日程第17	広報調査特別委員会委員の辞任について	
日程第18	広報調査特別委員会委員の選任について	
日程第19	特別委員会の委員長、副委員長の選任結果について	
日程第20	議員派遣の件について	

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第 5号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第 2	議案第 6号	あさぎり町救護施設あり方検討委員会条例の制定について
日程第 3	議案第 7号	あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 8号	あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 9号	令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について
日程第 6	議案第10号	令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 7	議案第11号	令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 8	議案第12号	令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第 9	議案第13号	令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第10	議案第14号	令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第11	議案第15号	令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第12	議案第16号	旧深田中学校校舎等解体工事請負契約の締結について
日程第13	報告第 4号	令和3年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
日程第14	報告第 5号	令和3年度事故繰越計算書（一般会計）の報告について

- 日程第15 報告第 6号 令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
日程第16 発議第 4号 食料安全保障予算の新設を求める意見書について
日程第17 広報調査特別委員会委員の辞任について
日程第18 広報調査特別委員会委員の選任について
日程第19 特別委員会の委員長、副委員長の選任結果について
日程第20 議員派遣の件について

午前10時00分 開 会

- 議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。おはようございます。着席ください。
◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第5号

- ◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第5号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（尾鷹 一範君） 議案第5号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。熊本県市町村総合事務組合格約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

- ◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

- 総務課長（山内 悟君） それでは、議案第5号につきまして御説明申し上げます。2ページの規約変更理由書に記載しておりますとおり、令和4年4月1日から、小国町ほか1か町、公立病院組合が、小国郷公立病院組合へと名称を変更したものでございます。次に、3ページをお願いいたします。新旧対照表でございますが左側の変更後を御覧ください。別表第1、組合を組織する地方公共団体、次の4ページの別表第2、組合の共同処理する事務で、小国町ほか1か町、公立病院組合が、小国郷公立病院組合に名称を変更したものでございます。1ページをお願いいたします。今回の規約の変更につきましては、構成町村で同文議決を行うものでございまして、中ほどにあります附則のとおり、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による、熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の規約の規定は、令和4年4月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

- ◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- ◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第6号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第6号、あさぎり町救護施設在り方検討委員会条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第6号、あさぎり町救護施設在り方検討委員会条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町救護施設の今後の方向性について審議するため、本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、それでは2ページをお願いいたします。あさぎり町救護施設在り方検討委員会条例につきまして、説明をさせていただきます。まず、第1条では、救護施設の今後の在り方に関する調査及び審議のために設置することを明記しております。第2条でございますが、所掌業務としまして、救護施設の現状と今後の管理運営につきまして、調査研究することと、町長が必要と認める事項についての、事務を行うことを明記しております。第3条では、組織について、委員は10名以内とし、福祉施設や福祉行政関係者、学識経験者等で組織することを明記しております。第4条では、委員の任期について、第5条では、委員長及び、副委員長について、3ページになります。第6条では、会議について、それぞれ明記しております。第7条では、意見の聴取について、第8条では、庶務について、生活福祉課で処理することを明記しております。第9条では、定めのないものについて、必要な事項につきましては、委員会に諮り、定めることとしております。附則でございます。この条例は公布の日から施行することとなっております。以上、あさぎり町救護施設在り方検討委員会条例につきまして説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番です。第3条ですけど、10名以内をもって組織するというようなことで、（4）番に、総務課長及び福祉課長になっておりますけども、この施設長についてのお考えはいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、救護施設の設置を、ということだと思いますけども、救護施設の施設長のほうが、事務のほうを担当いたしますので、この会議の中には参加するという。でございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。会議に出席するという中で、委員としてですかね、ちょっとそこから辺のところ、お願いしたいんですけど。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、救護施設につきましては、所管課が、生活福祉課でございますので、課長が委員として出席をするということで、その事務として施設長。はその場に立ち会うということでございます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第7号あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第7号、あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。フルタイム会計年度任用職員の退職手当に関わる規定を追加するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますよう、よろしく願います。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 議案第7号につきまして御説明いたします。今回の改正につきましては、本町が加入しています、熊本県市町村総合事務組合が定める、市町村退職手当条例にフルタイム会計年度任用職員が該当するため、退職手当に係る規定を追加するため関係条例の一部を改正するものでございます。3ページの新旧対照表を御覧ください。第2条、第1項中、及び期末手当を、点期末手当及び、退職手当に改め、第15条の次に、第15条の2として退職手当に係る規定を加えるものでございます。2ページをお願いいたします。附則としてこの条例は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用するとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、議案第8号、あさぎり町、課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第8号、あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。行政デジタル化を積極的に推進するとともに、国が推進するデジタル化に対し、迅速な事務及び事業の運営が、簡素かつ効率的に分掌させるため、地方自治法第158条第1項に規定する内部組織の設置及びその分掌する事務を、改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1号第1項の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしく願います。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、議案第8号につきまして御説明いたします。3ページをお願いいたします。新旧対照表により御説明いたします。今回の改正につきましては課の分掌事務を改正するもので、財政課の分掌事務にあります、行財政改革の推進に関すること。事務事業の評価に関することを一本化し、企画政策課の事務分掌事務として、行財政改革の推進に関することとし、また、企画政策課にデジタルの推進に関することを新たに追加するものでございます。2ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は、令和4年7月1日から施行するものでございます。以上で説明終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今回の御提案のこの案を検討するに当たりまして、同じ項目と申します同じ部分、昨年4月施行、先の2月の議会で改正がなされておるわけでございますが、現条例は、その2月の改正案、前改正案とちょっと申し上げますが、その議論検討の経緯というのは、今回、確認をされておられますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、私のほうから説明させていただきます。内容につきましては、確認をしたところでございます。今回はですね令和3年度におきまして、公営財団法人日本生産性本部におけるですね、トータルシステムを使用しました診断結果によりまして、今回、改正させていただくものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、1点。確認をしておきたいと思います。前回、全協であったかと思いますが、デジタル化の推進という項目が新しく追加される中で、今回、7月に着任される。審議監の事業推進にも資するためというような趣旨の御説明もあったというふうに理解しております。昨年、さっき言いました2月の議会の会議録、ここに私手元に持っておりますが、ちょっと読ませていただきます。これは町長の提案理由の説明、前回の改正案です。いろいろちょっとありまして、企画政策課では、デジタル化とローカル5Gやふるさと納税など新しい時代の流れをあさぎり町の力にして、稼ぐ、次世代に負担をかけない、すいません、稼ぐ仕組みづくりをつくり出します。昨年の改正で、企画政策課の業務にですね、明確に、デジタル化の推進というのは謳われてるんですね。文字にされてないだけで、私どもはそういう理解しております。今回新たにデジタル推進を上げる。そのことが云々はともかくとして、それを明確にするためということかもしれませんが、これまでの規則の現規則ですね。中にも、逆に明確に、地域情報化の推進、デジタル化もこれ含まれているものというふうに私は理解してはるんですが、こういうことでの私の感覚ですね。すいませんちょっと表現が悪いんですけど、無意味な、利益の扱いをですね。無意味という表現ちょっと行き過ぎかもしれませんが、そういう感覚を今回非常に持ちました。その点について、どのようなお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。今回、デジタル政策審議監を迎えるということですね、まさに、これは国を挙げての政策ということでございますので、条例の中にもそこを反映させるということが1番の今回の改正の内容ということで考えております。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、最後にします。全ての言葉をですね。条例例規に謳っていくっていうことであればですよ、もう全てもう網羅していかない。その言葉の意味、条文の意味ですね。こういうことですということを、きちんと公の場で説明してあるのであればですよ。もう既にそこに含まれてるんですよ、

さっき言いましたように、この場で、デジタル化の推進は企画政策課の仕事ですというふうに、はっきりしてあるわけですから、そこをまた上げてですね、例規を使うという非常に職員さんの事務量も膨大になるし、しょっちゅういろんなちょっとした考え方ですね、扱っていかねばならない。私はそれは行政の事務執行として非常に非効率的なやり方であって、そういう意味で今回の条例改正ですね。さっき言いました私あんまり意味を、その必要性を感じないんですよ。ですから今申し上げてるんですが、再度お尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、小谷議員が言われるようにですね、そういうところはしっかり、御意見をいただきたいと思います。ただ今回ここにはっきりと上げさせていただきましたのは、総務省のほうからですね、どういう業務を政策審議監にお願いするのかということを出さなければなりませんので、この条例の中にしっかりと明文化したほうがいだろうということで、判断をして、担当の者で準備したものだと思っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 企画政策課長がですね先ほどトータル診断の結果と言われましたけども、それに伴う人事案件についてのお考えはなかったでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、人事の件につきましては、国のほうからですね、派遣されますデジタル政策審議監1名が企画財政、企画政策課のほうにですね、配置されるということで、それに伴います人事等はございません。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、分かりました。そうするとですねこの財政課から企画振興課にですよ、業務が、移るということは、職員にとってですね、重荷になるんじゃないかなあそんな感じがしておりますが、その辺のところの職員については、職務分担については、もう計画をお済みでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、職務の分担については、分担をいたしております。また、このトータルシステムを導入することによってですね、事務の簡素化等につながりますので、そういったところで今回、改正をさせていただいたところです。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、本案についてはですね、課設置条例という性格上から、これは昨年も申し上げたんですが、そういった性格上行政の執行体制の整備という側面が強いと思いますので、むやみにですね議会側が、異議を唱えることは好ましくないと、これも重々承知をしております。しかしながら、でも、しかしあえて、その点を考慮いたしましても、私は本案につきましては、反対の立場で、討論を申し上げたいと思います。先ほど言いました。前改正案1年前のですね、その中で整備された状態から今回の改正案に、変える必要性のですね、それが条例改正を伴うような改正が必要なのか、そういったものに非常に、疑念を持っております。また、先ほど質疑がちょっとありましたが、本改正案の施行時に、特段の人員配置の変更も予定しないというような説明が先ほどもございましたが、業務に関しても、あるいは人員に関しても、特段の変更が、ない状況で、課設置条例を改正をする必要性、重複しますが、その必要性を感じません。

昨年2月の前回の改正案審議時に、私はこう申しております。何よりもコロナ禍と豪雨災害への対応を最優先としなければならないこの時期、特にこれからの年度をまたいで、数か月から半年程度は、住民の皆さんが今最も求めているだろう新型コロナウイルスワクチン接種の、早急かつ円滑な実施に向けて、一丸となった取組が必要であり、そのための体制強化などに集中すべきであるということを、昨年の改正案の反対討論で申し上げております。しかし、改正されました総務部門の拡充という、行革の流れに逆行する内容での、昨年4月の組織体制の変更後の、その結果として、ワクチン接種業務執行現場の職員人員の不足、職員の人員不足を来しております。そして各課よりの応援体制をとる必要性に迫られました。それは必要なことですからやむを得ないと思いますが、そしてその結果、他の役場行政全般、本来業務に執行に大きな影響を与えたと思っております。そのことは、年度途中の残業手当の増額増額が繰り返された。結局、職員に負担がかかってきたことですね。それだけじゃなくて業務の滞りも一部にあったんじゃないかというような認識を私しております。組織改正ということに関しまして、昨年の不要不急のタイミングの提案に続きまして、今回の理由、今回の理由が不明確で曖昧な提案と、2ヶ年続いているというふうに私は今回受け取りました。全庁的に大きな影響があり、職員のモチベーション低下にも直結しかねない。組織改正が、全体バランスを軽視したように見える、あるいは、県試案的な発想によって行われようとしているんじゃないかと。強い危惧を今回も改めて感じました。組織の改正につきましては、執行権とも密接に関係しておりますが、全体事業計画や執行体制全般全庁的に、その現状を吟味いただきまして、慎重な検討の上での判断をされるように求めたいと思ひまして、本案の本案につきましては私は反対の立場で、以上討論とさせていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 反対の討論がございましたが、賛成の方の討論はございませんか。ほかに。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから、議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立少数です。したがって議案第8号は原案のとおり否決されました。

日程第5 議案第9号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第9号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第9号令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第2号について提案いたします。令和4年度あさぎり町の一般会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,000飛び900飛び9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億、7,851万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは議案第9号について御説明申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による。第3条、地方債の変更は第3表地方債補正による。6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正です。今回、保育所等整備事業費補助金につきまして、限度額の変更をお願いしております。詳細につきましては、担当課より御説明申し上げます。次7ページをお願いいたします。第3表地方債補正です。児童福祉施設整備事業、道路整備事業、学校施設整備事業につきまして、起債限度額の変更をお願いするも

のでございます。今回の補正により、3,760万円の増額となっております。詳細につきましては、担当課より御説明申し上げます。次10ページをお願いいたします。歳入です。財政課所管分につきまして説明いたします。最上段の目1地方交付税の普通交付税の減額ですが、今回の補正の財源調整によるものでございます。財政課所管分につきましては、以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 続きまして総務課所管分を説明申し上げます。13ページをお願いします。歳出でございます。まず今回の補正では、給与費について4月の25日に可決いただきました。一般職、特別職の給与並びに議員報酬の条例の一部改正により、町長等、特別職、議員並びに一般職、会計年度任用職員の期末手当の支給率を0.15月分の引下げ、また再任用職員及び任期付職員は、0.1月分を引き下げる改定が行われたことなどにより、期末手当の減額と共済費への影響分、また、本年4月1日の一般職の人事異動による科目間または会計間の組替え、並びに諸手当における支給要件の変動などによる、所要の額を補正するものでございます。このことから、人件費を計上する全ての科目において、所要額を補正するものであり、各科目での説明は省略させていただきます。特別会計においても同様に補正していることから、特別会計での給与費の各科目での説明は省略させていただきます。それでは、総務課所管分の説明をいたします。下の枠で目1一般管理費、節1、公用車運転手報酬は、月額算定確認の見直しによりまして増額補正するものでございます。次に、15ページをお願いいたします。5枠目の目21、庁舎建設費、節8の普通旅費につきましては、第2庁舎建設実績設計に伴う県協議等の旅費を、増額補正するものでございます。次に給与費、給与費明細を御説明申し上げます。32ページをお願いいたします。まず、特別職でございます。今回の補正額はそれぞれ、比較の欄に示すとおり町等では、期末手当及び共済費、議員では期末手当を減額するものでございます。改定により、期末手当の支給率は、年額、2.55月から、2.4月となるものでございます。その他の特別職におきましては、新たに生活福祉課のしらがね寮在り方検討委員会委員報酬と、健康推進課の新型コロナ接種による医師報酬等の増額を行っております。次に一般職の給与費について説明いたします。次の33ページをお願いいたします。一般職の会計年度任用職員以外の職員におきましても今回の給与費補正の総額は、総括の表を比較の欄の額のとおりでございます。職員手当の内訳は、下表のとおりでございます。期末手当の改定と本年4月1日の人事異動による科目間、または会計間の組替え、諸手当における支給要件の変動などによる、所要額を補正しております。次に34ページをお願いいたします。会計年度任用職員におきましても今回の給与費補正の総額は比較の欄の額のとおりでございます。職員手当の内訳は下表のとおりでございます。勤務体制の確保のための増額として教育課学習支援員4名分と健康推進課、新型コロナワクチン接種の報酬、期末手当の改定と企画政策課のフルタイム会計年度任用職員の退職手当について給与費を補正しております。次に35ページをお願いいたします。今回の給与費の補正を事由別に示す表でございます。職員手当における制度改正に伴う増減分は、期末手当支給率引下げによる減額分の総額を示すものでございます。次に36ページをお願いします。このページは、期末手当の支給率を0.15月引下げたことから、補正前に改定前補正後に、改定後の、期末勤勉手当の支給率を示しているものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは企画政策課所管分について説明いたします。10ページをお願いいたします。3枠目で、目1総務費国庫補助金、節4地方創生臨時交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金ほか、7事業分を計上しております。その下の節7、地域脱炭素移行再エネ推進交付金は、補助率が4分の4から4分の3に変更になったことにより減額するものです。11ページをお願いいたします。最下段の枠で目4雑入、節1雑入の、説明の欄の上から二つ目、国、派遣職員、住居借り上げ負担金は、7月

に着任されます。デジタル政策審議監の住居を町で借り上げ、その住居の使用料を負担金としていただくものです。節に、デジタル基盤改革支援、補助金は、町内のシステムに、人名などを正確に表記させ、文字化けしないよう、システム改修を、する費用の財源となります。次に、14ページをお願いいたします。歳出です。上から4番目の欄で、目7、企画振興費ですが、職員の人件費のみになります。15ページをお願いいたします。最上段の欄で、節7報償費、説明の報償費は、町政施行20周年記念事業で、キャッチフレーズとロゴ、男女共同参画事業では、標語の募集を行いますので、それぞれの入賞者の商品代となります。その下の、講師謝金は、地域活性化の組織づくりと、役割分担などの地域づくりのための、講演会を開催するための費用となります。節12委託料は、町政施行20周年事業で、あさぎり町の歌を編曲する費用になります。二つ目の、欄で、目8電子計算費、節12委託料、説明の電算システム改修委託料ですが、歳入で説明しましたとおり、システムの改修をする費用になります。その下の業務フロー図、作成研修委託費は、業務プロセスを、可視化、把握し、評価、管理するための、研修会費用になります。節13使用料及び賃借料ですが、説明のソフトウェア、使用料は、業務プロセス管理で使用しますシステムの使用料となります。その下のペーパーレス会議システム使用料は、新たに農業委員26名分を追加するものです。最下段の欄で、目22、デジタル推進費で、節8につきましては、デジタル政策審議監の本省協議、研修旅費及び、本庁に赴任されますときの、移転費と旅費になります。節10需用費は、デジタル推進、会議等の食糧費になります。その下の節13、使用料及び賃借料ですが、出張時の、駐車場使用料になります。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。それでは町民課所管分の説明をいたします。まず、歳入です。10ページをお願いいたします。3枠目、1段目、目1、節1戸籍住民基本台帳補助金で、説明の個人番号カード交付事務費補助金は、対象事業費の減額によるものです。次に、歳出になります。16ページをお願いいたします。2枠目、目1、節1、報償で、報酬で、会計年度任用職員を5月から任用しておりますので、1か月分を減額するものです。その二つ下、節3職員手当等で、説明の6行目、時間外勤務手当は、令和6年度から戸籍の公益交付への対応としまして、新システム移行への戸籍確認業務のためのものです。二つ下、節8旅費で費用弁償は、会計年度任用職員の通勤手当不足分を計上しております。21ページをお願いいたします。1枠目、目3、節12委託料で、ごみ袋、原材料の高騰によりまして、販売価格の値上げが必要となりましたので、臨時交付金を活用しまして、販売価格を据え置くために計上するものです。以上で、町民課所管分を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） 生活福祉課所管分の補正予算について説明をいたします。6ページをお願いいたします。保育所等整備事業費補助、補助金の債務負担行為補正でございます。まこと保育園園舎の建て替えに伴う補助金の事前協議により、151万9,000円を増額し、8,334万5,000円とするものでございます。7ページをお願いいたします。地方債補正でございますが、番号1、児童福祉施設整備事業につきまして、起債の限度額を、30万円増額し、1,730万円とするものでございます。10ページをお願いいたします。歳入となります。3枠目、2段目の節2、児童福祉総務費補助金の保育所等整備交付金は、まこと保育園園舎の建て替えに伴う補助金の国との事前協議に、おきまして増額された交付金のうち、令和4年度分の増額分を受け入れるものでございます。その下、節3の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、令和4年度におきまして、新たに、住民税均等割非課税世帯となった世帯に対し、10万円を支給する事業に対する、事務費と、356世帯分の、給付費を受け入れるものでございます。その下、節5、低所得子育て世帯生活支援特別給付金は、児童扶養手当を支給している世帯、は、県から、その他、低所得、

子育て世帯へは町から、高校3年生までの児童1人に対し、5万円を支給するもので、町が支給する事業、事業分の事務費と、264人分の給付金を受け入れるものでございます。11ページをお願いいたします。4 枠目、節1の雑入。説明の子育て世帯等臨時特別支援事業、費補助金精算金は、令和3年度に実施しました当事業の実績によりまして、精算金を受け入れるものでございます。12ページをお願いいたします。目2、節4の児童福祉施設整備事業債は、地方債補正で説明しました、増額分を受け入れるものでございます。18ページをお願いいたします。歳出となります。1 枠目、目7社会福祉費の節10需用費の修繕料につきましては、ヘルシーランドにおいて、不具合がなかなか改善されませんでした。男女浴室に設置してありますジェットバス、温泉用ポンプ、空気抜きベント、進入路に設置しております木製の看板、ふれあい福祉センターの進入路に設置してあります看板を照らす照明の修繕を行うものでございます。その下、節14の工事請負費につきましては、ヘルシーランド進入路を照らす街灯照明と、現在、健康教室で利用しております。エアロバイクが設置してあります部屋の照明につきましては、利用者の安全を確保するため、工事を行うものでございます。その下、目8、子育て世帯と臨時特別支援事業費につきましては、新たに、令和4年度において、住民税均等割非課税世帯へ10万円を支給する事業の事務費と給付金を計上しております。2 枠目、目1児童福祉総務費の節18、負担金補助及び交付金は、まこと保育園園舎の建て替え工事において、国との事前協議で増額された令和4年度分を、補正するものでございます。その下、節22償還金利子及び割引料、2 段目、目2、児童手当事務費の節、22、償還金利子及び割引料は、それぞれの事業において、令和3年度の実績により、事業費の返還を行うものでございます。19ページをお願いいたします。1 枠目、目7、低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、県が直接支給対象としている世帯以外の、令和4年度の住民税均等割非課税世帯の児童1人当たり5万円を支給する事業の事務費と給付金となります。2 枠目、目1、救護施設総務費の節1報酬につきましては、救護施設在り方検討委員会の委員報酬となります。20ページをお願いいたします。1 枠目、節8旅費につきましては、費用弁償は先ほど説明しました在り方検討委員会の費用弁償として、普通旅費につきましては、社会福祉施設、失礼しました、社会福祉施設、施設長資格、認定講習にかかります旅費となっております。節13の使用料及び賃借料、節18の負担金補助及び交付金につきましても、社会福祉施設長資格認定講習に係る補正でございます。節17備品購入費につきましては、救護施設、調理室に設置してあります、テーブル型冷蔵庫を不具合により入れ替えるものでございます。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは健康推進課所管分を御説明いたします。10ページをお願いいたします。歳入です。2 枠目の目2衛生費国庫負担金の新型コロナワクチン接種対策費負担金は、歳出で説明いたします。コロナワクチン接種者数に応じて負担金を受け入れるものです。3 枠目の目3衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス接種体制確保、事業費補助金は、補助金も歳出で説明いたします。コロナワクチン接種にかかる費用分として、補助を受ける、受け入れるものです。20ページをお願いいたします。歳出です。下の枠の目1保健衛生総務費、節10、需用費の消耗品は、新型コロナ抗原検査キット購入費として増額するものです。その下の修繕料は、公共施設の玄関口に設置しております。体温測定カメラの、故障に対する費用を見込み、増額するものです。21ページをお願いいたします。目6予防接種事業費、節1

報酬の会計年度任用職員報酬と医師報酬から、節3職員手当等の時間外勤務手当と会計年度任用職員期末手当、節4共済費の社会保険料、節10、需用費の印刷製本費、節11、役務費の郵送料と、ボランティア派遣手数料、節12、委託料の個別接種医療機関委託料から、集団接種医療機関等委託料まで、及び節13の使用料及び賃借料のパソコンリース料から照明リース料までの増額は、4回目の新型コロナワクチン接種を7月から10月にかけて実施するように計画しております。接種が終わりましたら、残務処理を12月まで見込んでおり、それに伴う費用として増額をお願いするものです。現在接種の希望調査中でございますが、町で把握している、4回目接種対象者は約607、失礼いたしました6,700名で、集団接種として、深田校区公民館、せきれい館で実施することとしております。対象者は60歳以上の方と、18歳以上で、基礎疾患のある方、3回目の接種から5か月を経過した方となります。22ページをお願いいたします。節22、償還金利子及び割引料ですが、第5期風疹予防接種国庫補助金で、令和3年度の補助金確定により、4年度予算で返還するため増額するものです。目7健康づくり推進事業費の節22償還金利子及び割引料は、自殺対策事業費補助金で、こちらも令和3年度の補助金確定により、4年度予算で返還するために増額するものです。目9保健センター管理費は、免田保健センターに係るもので、節10需用費の消耗品はカラーマットの購入費として、修繕料は、調理室のレバー式蛇口の交換費用として、節14の工事費、工事請負費はホールの天井線、取替え工事費として、節17備品購入費は、調理室用の包丁、まな板、殺菌庫の購入費として増額するもので、これら全て新型コロナウイルス感染対策のための増額となります。この財源には新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を充当することとなります。以上健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 高田農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。農業委員会所管分について説明をいたします。歳入の説明を行います。11ページをお願いします。2枠目、1段目、目4農林水産事業費県補助金の節1農業委員会費補助金について、説明の欄、農地集積集約化対策事業補助金ですが、農業委員へのタブレット導入に必要な経費の補助金になります。3月補正で、委員26名中16名をお願いいたしました。残り、委員10名分になります。次に、歳出について説明いたします。22ページをお願いいたします。人件費を除く分を説明いたします。2枠目、最下段、目1農業委員会費の節17備品購入費は、歳入で説明しました。農業委員10名分のタブレットの備品購入費になります。以上で、農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。それでは、農林振興課所管分の説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。歳入になります。2枠目の枠、目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の、園芸特産事業者緊急支援事業補助金は、新型コロナウイルスの感染拡大などの影響により、園芸特産品の生産者に対し、高騰する、燃油、肥料、資材におけるコスト低減につながる新たな取組に必要な資機材の導入を支援し、所得回復に資することを目的とした事業で、補助率3分の1の補助金を受け入れる受け入れるものになります。また、最下段の目4雑入における、3番目の環境保全型農業直接支払い交付金返還金は、令和3年度実施分について、1圃場に一つの取組というのが基本ですが、一部重複が判明したので、地元協議会から、返還金を受け入れるものとなります。次に、23ページをお願いいたします。歳出になります。目4農業振興費、節18負担金補助及び交付金の園芸特産事業者緊急支援事業補助金は、人吉球磨地域のイチゴ部会の8件の農家において、省エネ機械となるハウス内の循環線や、自動換気装置の導入をされるものに対する補助金となります。また、目15、環境保全型農業直接支払い制度事業費節22償還金利子及び割引料の環境保全型農業直接支払い交付金返還金は、歳入で説明いたしました重複した取組に対し、国県を合わせた4分の3に当たる部分、返還するものとなります。次に、目16の農地費、節18の県ため池協議会

負担金は、町内8か所あるため池の調査を目的として、令和3年度に設置された熊本県、ため池協議会への負担金ということになります。説明は以上となります。

◎議長（徳永 正道君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい、それでは商工観光課所管分について御説明を申し上げます。24ページになります歳出です。2枠目、節18負担金補助及び交付金、説明。新型コロナウイルス感染拡大防止、飲食店等時短要請協力金負担金、につきましては、本年1月から3月までの県の時短営業要請に応じた町内の事業所に対する協力金の実績に伴う町負担金となります。商工観光課所管分につきましては以上です。

◎議長（徳永 正道君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。11ページをお願いいたします。歳入でございますが、1枠目の目4土木費国庫補助金、節2道路橋梁費補助金につきましては、道路改良や舗装補修、橋梁補修などの道路事業におきまして、補助金の内示がっておりますので、減額の減額となった分を補正するものです。最下段の枠の、目4雑入、節1、雑入の一行目で、公営住宅火災共済機構住宅防火補助金につきましては、町営住宅の火災報知機の更新費用を歳入で計上してございますが、火災保険を加入しております当機構の助成金制度を活用しまして補助金として受け入れるものになります。次の12ページをお願いします。目5土木債、節1道路橋梁債につきましては、道路事業の補助金が減額となりますので、財源を確保するために、合併特例債を充てることとしまして、増額とするものです。25ページをお願いいたします。歳入でございますが、3枠目の目2道路維持費につきましては、歳入におきまして、補助金及び起債額の補正に伴いまして、財源更正するものです。次の目3道路新設改良費につきましては、起債の充当により財源更正するもの。それから、次の、26ページをお願いします。節16、公有財産購入費につきましては、今井中学校線と、しま田頭川線の道路改良に要する用地取得の費用を追加するものです。次の節21、補償補填及び賠償金につきましては、今井中学校線の用地取得におきまして、移転が必要となる動産の補償分を追加するものです。次の目4、道路改良費につきましては、歳入におきましての補助金及び起債額の補正に伴いまして、財源、財源更正するものです。次の枠で目1、住宅管理費、節12、委託料につきましては、町営住宅の火災報知機を更新するものでありまして、現在設置しておりますのが、機器本体の交換目安であります、10年を経過しておりますので、3年間で更新することとしまして、今年度におきましては、住宅123戸、を対象としまして435台の取替えを行うものとするものです。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい、それでは上下水道課所管分について御説明いたします。22ページをお願いいたします。歳出です。上の枠、3段目、目10水道費、節18負担金補助及び交付金、水道事業会計補助金につきまして、職員の人事異動により、総務省通知の繰り出し基準に基づく一般会計繰出金の児童手当分を増額するものでございます。次に、27ページをお願いします。はい。1枠目目1下水道費、節18負担金補助及び交付金、下水道事業会計補助金につきまして、人事異動により、総務省通知の繰り出し基準に基づく一般会計繰出金の児童手当分につきまして、増額をするものでございます。上下水道課所管分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、それでは教育課所管分を御説明いたします。11ページをお願いします。歳入です。1枠目、2段目、目6教育費国庫補助金、節2公立学校情報機器整備費補助金は、GIGAスクール運営支援センター整備事業、GIGAスクールサポーター配置促進事業の補助金の交付内示によるものです。補助率は2分の1です。3枠目、目1、指定寄附金は、あさぎり町中部ふるさと会からの寄附金

になります。12ページをお願いします。1枠目、3段目、目7教育債、節1学校施設整備事業債は、深田小学校玄関屋根等改修事業と、あさぎり中学校長寿命化改修事業分です。27ページをお願いします。歳出になります。3枠目、2段目、目3教育振興費、節8旅費、費用弁償の増額は、ALTの帰国旅費の燃料費高騰による不足分。新規ALTの招致旅費、国内移動旅費2名分等になります。その下、節11役務費、外国青年傷害保険料の増額は、新規ALTの傷害保険料の不足分になります。28ページをお願いします。1枠目、節13使用料及び賃借料の増額は、ソフトウェア使用料で、小中学校でオンライン授業を行う際に必要な、Zoomアカウントライセンスの使用料です。その下、節17備品購入費は、同じく、小中学校でオンライン授業を行う際に必要な機材、デジタルビデオカメラ、キャプチャーボード、ワイヤレスマイクなどを購入し、全学校に配備するものです。2枠目、目1学校管理費、節12委託料、設計委託料の増額は、各小学校音楽室空調設置工事設計業務委託です。節14工事請負費の増額は、免田小学校内部壁補修工事と深田小学校玄関屋根等改修工事です。節17備品購入費、図書購入費の増額は、あさぎり町ふるさと中部会からいただきました寄附金を、各小学校の図書購入費に充てたものです。その下、節18負担金及び交付金の増額は、余剰電力量計器取替え工事負担金で、小学校に設置しております。太陽光発電設備の計量器等の取替えの負担金です。7年ごとに取替えて、今年度は3校分になります。3枠目、目1学校管理費の節1報酬から節8旅費までの増額は、中学校に配置する学習支援員4名分の経費です。義務教育、最終学年である中学3年生は、基礎学力の確実な定着が求められます。新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて、厚い手だてが必要なことから、各クラス1名の学習支援を配置するものです。1番下、節12設計委託料節12委託料設計委託料は、あさぎり中学校仮設校舎設計業務委託になります。29ページをお願いします。1段目、目1生涯学習総務費、節8旅費、費用弁償の増額は、会計年度任用職員の通勤手当になります。2段目、目2公民館費、節10需用費、修繕料の増額は、せきれい館の講堂用アンプ故障による修繕です。節18負担金補助金及び交付金、公民分館等施設整備補助金は、公民分館の修繕費等についての補助金です。補助率は3分の1です。今回対象件数は、5公民分館です。3段目、文化財保護費、節18負担金及び交付金、文化財修理費補助金は、勝福寺仁王門防犯設備設置への補助金です。補助率は2分の1です。4段目、目4文化ホール運営費、節17備品購入費は、文化ホールのAED地代と仮払い機1台の購入費になります。30ページをお願いします。2枠目、目1給食センター運営費、節10需用費、賄い材料費の増額は、物価高騰により、給食材料費が値上がりし、栄養価とカロリー基準を満たすメニューの作成が困難になりつつあるため、食材の値上げによる増額分を計上するものです。全て臨時交付金で対応予定です。以上で教育課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 以上で終わりましたかな。説明漏れはございませんか。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。ページは25ページになろうと思います。道路橋梁費の関係で、直接この補正予算に関係があるかどうかちょっと分かりませんが、以前私お尋ねしました町の管理外にある橋梁においての、ガードパイプの損傷等についての、こういう費目で補修ができるのかどうか。それについて伺いたいと思いますけど。

◎議長（徳永 正道君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 町の管理以外の橋梁の対応ということでございますが、そちらについては現在、修繕の対応を行ってないという状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 現在、我々が目にしますところにも、ガードパイプがおりまがって、コンクリートがですね破損している状況も、見るわけでございますが、もともとこれあさぎり町になって、が、

他のときか知りませんが、そのとき行政が設置したものでございます。損傷して、おり曲がっている状況でありますので、これでこういう、橋梁費あたりで、補修出来ないのであればどのようなことで補修をする。お考えかもちょっと伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 御質問があるか所はですね、里道に、接続してる分につきましては、里道が町の管理でございますので、その関連する部分ということで町で修繕している状況ですが、全くの個人宅地への進入路という扱いにつきましては、以前の議員からいろいろ御質問があつて部分もありますので、今年度、今月からですね土地改良区の方と、取扱いを共有するようにしてしますので、その中で話していきたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 今確認している橋梁は里道に接続した、橋梁だと思っております。で、まあ分からなかった、私がいつか出向いて示したいと思えますんで、ほんなそう里道に接続された橋梁についてのそういう安全対策施設に関する修繕等は、こういう費目でやれるということで、了承していただいていいのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい、里道につきましてはですね、地域住民の方が利用される道路という認識でございます。それに関する、橋梁につきましても、危険な部分については対応したいというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございせんか。森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） 農林振興課にお尋ねしたいと思えます。先ほど23ページで、農地費の中で県のため池協議会の負担金の説明をなされました。確か熊本県全体で、1,400猶予を有するというところで、前回の資料で見せていただきました。確かに全国で1万5,400、程度のため池がございまして、うち、0.5は、要するに、500平米以下の面積が9,000ということで、6割、そういった中で、この所有の割合が法人並びに個人が約6割、水利組合が18%、そして行政が13だったですかね、そういう所有割になっております。今回こうため池協議会で負担金を徴収して、どういった目的でどういった内容までされるのかをちょっとお知らせ願いたいと。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、熊本県内のため池の数が2,320か所ほどございます。そのうちにですね、既に補助事業等を活用した、劣化状況の調査ですね。というものが防災重点農業用ため池というものがありまして、それが873か所というものについては、もう実施がなされているということです。そのほかのものについては、1,442か所となっておりますが、そちらについては補助対象外ということになっておりまして、そちらについては、今回ため池協議会と熊本県で設置されたもので、個別に劣化等の調査をされるということになっているところなんです。で、あさぎり町内におきましては、一応8か所この対象となっている、補助対象外のため池、その他のため池ということですね。ありますが、ちょっと今お送りいたしました。深田地区が3か所、これにつきましては所有者があさぎり町ということになっております。それから、岡原地区が2か所、うち1か所が個人の所有と、それから上地区が3か所ありまして、このうち1か所が個人所有ということになっております。内容につきましては、恐らく、劣化状況の調査ということになってくると思いますが、詳細内容については、今後検討され得たものについて、そういった情報が流れてくるものというふうに理解をしているところです。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） はい。詳しい説明いただきましたけれども、そういったあさぎり町でも現在8か所、防災ため池外でされてるということで、状況でございしますが、私がお尋ねしたいのは、ため池に関する事故がここ10年間で250人ほど出るという話を聞きました。結局それ、何で出たのかと申しますと、そういった防柵設備とか、そういった柵がですね、なされてなかった点が1番多いと。そのうち約2割が、子供が多いんだろうと思いますけれども遊びに行き落ちて、死亡事故になったという事故につながってるということ聞いております。先ほど課長のほうから説明がされましたこの、現在8か所の施設個人も含めてですけれども、は、町の所有という、個人もありましたけれども町の所有がほとんどでございします。特に大きい面積のところ、2,000平米近くなるころの池になりますと、今子供たちがですね、結構釣り人が多いんですよ。そういったところに、釣りで入って、防柵施設もないところで事故が起きたときにですね、これ町の責任としては、あるんじゃないですか。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、町内にある、8か所のため池につきましては、今後その劣化状況も含めたところでですね、調査がなされていくものというふうに思っております。議員御指摘の危険、危険が生じる。危険というその何か事故が起きないようにということでの対策も含めてですね、そういった調査の結果を踏まえて、総合的に検討しながらですね、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） 現在ですね。農業用のため池管理、こういった転落防止等の安全対策にということで、お尋ねしたところですね。こら農水省の管轄ですけれども、農村地域の、防災減災事業、年間400億を組んでやるということで、こういったことも対象になると。いうことでお話を聞きましたので、これは、調査結果を待つでなくても、町の所有ですから、ある程度の所有して管理していただかないと、民間にそういった一部管理を任されるにしても、やっぱり責任の度合いが違うんじゃないかと思っております、そこそこを十分留意いただいて、進めていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、今貴重な情報もいただきましたので、帰りましてから、早速ですねその辺のところも調べまして、すぐに対応ができるのであれば、対応をしていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございせんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 21ページ、生活福祉課にお尋ねしますが、指定ゴミが今回交付金活用で93万計上してあります。で、そこでお尋ねをするわけですが、委託先のあさぎり商社、このごみ袋でどれだけ利益を上げてる。把握されてますか。

◎議長（徳永 正道君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） 今のところ資料はお持ちしてませんので、お答えが、すいません出来ません。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 令和3年度の決算ももう出来てると思うんですけどもね。2年度の決算を見ても、利益だけでですよ、263万2,293円の利益を出してるんですね。ごみ袋だけで、売上げが752万7,810円。私は、今回も変わらんだろうと思うんですね、3年度にしても4年度にしても、この数字っていうのは、あえて交付金を使ってまで、委託費に組んで、商社に、やらないかんのかなと。思うんですよ。やっぱり委託先の中身をですねやっぱり精査すべきではないのかなと思うんですね。これが商社になりましたけど、振興社は、町100%の会社ですからね。町の会社ですよ。ですから、これぐらいの利益から考えて、これぐらいの資材の高騰の部分は、吸収できるんじゃないのかなと思うんですね。ましてや、あさぎり商社の今、すいません、どっち言ったらいいのかふるさと振興社。ここは、税引きの利益が1,1

47万6,000円もあるんですよ。税引きをですよ。それだけ優秀な会社ですよ。言わば、そういうことから考えれば、もっとコロナの交付金の使い道っていうのはほかに。町民のためにあるのではないのかな。ということも、考えられます。そこは考えられませんでしたか。それが1点。それとですね、これだけあるんだったらこのごみ袋というのはもう毎日毎日、使うわけですね。私は、これをですね、現状が、非常に食品等の値上がりはありますけれども逼迫してまして、困っておられる。世帯。家庭がいっぱいおられる。ごみ袋も直結している。その値上げをとめるための、施策だろうと思うんですけども、そうであるならば、ほかのところ、ほかのものがいっぱい値上がりしてるから、コロナの交付金を使って、ごみ袋半額ぐらいにあさぎりはしますよというぐらいの、英断ができんのかなと私は思うんですよ。どこの家庭も使えます。そう思いません。もう少しこの交付金の使い方なり、あるいは委託先の経営内容も十分把握をされて、ごみ袋の単価を、半分ぐらいにするのはですよ。今度コロナの交付金、使えばいいじゃないですか。私は非常にそれぞれの家庭の人達が喜ばれるんじゃないのかなと。思うんですけども、今2点どちらお考えですか。

◎議長(徳永 正道君) 町長。

●町長(尾鷹 一範君) はい、元のふるさと振興社、今のあさぎり商社の代表取締役をしておりますので、私のほうからお答えさせていただきますが、確かにですね、利益が上がっております。ごみ袋に関する委託料の内容のことが私はちょっと把握してませんので、ここで具体的な御返事は出来ませんが、確かに言われるとおりですね。利益を上げてる会社ですので、この委託料については今後ですね、また詳細に検討していきたいと思います。今回はですね、上がっておりますので、できれば御承認いただいた上で、また今後ですね、その辺のところは検討して、また今後、値上げが材料費の値上げ等がありましたときには、十分にその辺を検討したいと思います。それから臨時交付金を使って、ごみ袋の価格を下げる、それも確かに生活応援につながりますので、その辺については、また今後協議していきたいと思います。

◎議長(徳永 正道君) ほかにございませんか。小谷議員。

○議員(1番 小谷 節雄君) はい、3点ほどお尋ねをしたいと思います。まず15ページでございますが、最上段、の企画振興費の中の、先ほど御説明ありました報償費とか委託料で、20周年、関連経費ということでございます。その20周年の記念、記念事業という表現でよろしいのかどうか分かりませんが、全体的な何てですかね、計画の検討状況あるいは具体的な計画が、どのくらい進んでいるのか。そういうのがもし、現実にある程度話が、検討状況が進んでるのであれば、お示しをいただければありがたいと思います。今日、分からなければまた後日でも結構なんですけど、全体が分からない中でですね、ぽつんぽつんと予算が出てくるのはちょっと、私としての、なかなか分かりづらいところありますので、よろしくお願ひしたいと思います。もう1点が18ページでございます。下段のほうの児童福祉費の中で、今回補正でございますが保育所等の整備事業補助金、そもそもこの事業の採択要件の中で、恐らくあるんだろうと思うんですけど、採択要件の中で、児童福祉法人の財務状況とか、そういったものの確認は、されておられるとは思いますが、ここでお尋ねしたいのは、収支見込み、またその基礎となる児童の将来見込み、そういった部分にまでですね、この採択、民間の法人さんですから、どこまで行政が手を突っ込む。突っ込むというか関わるか微妙なところありますが、逆に補助事業で希望を決めていくとですね、その、何ていうかな経費負担も含めて、それが、将来の児童数とのミスマッチを起こしたらですね、結果的に非常に大きな影響が出てくる。今児童数の減少が、もうどうしてもなかなか避けられない状況の中でですね、その付近はやっぱり補助事業を個人を支援するためといえどもですよ。逆に過重な負担を、将来に持たせるようなのがもし見えるのであればですよ。というそういう意味でのですね、チェックというか、そういった部分が、今どのようになっているかちょっと。確認をさせていただければと思います。もう1点でございます。28ページでございますが、学校管理費の中で今回の工事請負費と出てきておりますが、ここでお尋ねしたいのは、そういった形で今、なか

なかどの施設、学校施設も、老朽化等でいろいろ対応いただいて大変御苦労いただいているんですが、ここで
お尋ねしたいのは、そういった中で、最近あまり、もう耳にもしなくなったんですが、バリアフリー化とい
うのがもう以前はしょっちゅうやっておりました。公共施設はもうそれが当然当たり前、法律でも制度的に
ですね、きちんと義務づけされている。わけですが、その法制度上はクリア出来てるかもしれませんが、
学校施設関係で、児童生徒さんの動線、あるいは来客者も含めて、動線、そういった部分で、ちょっと時々
私はまだ、この付近がちょっと不足してるんじゃないかなといういうことを感じる場合がございます。な
かなか完璧にいかないのは、承知しておりますが、こういった例えば、修繕とかが入るようなケースの時に
ですね、そういう視点でのチェックを、していただいているかと思いますが、もし、その辺がはっきり、不
足しているようであればですよ、そういう、修繕とかいろんな手を、加えるようなケースの時にですね、可
能であれば、対応いただければなどと思っております。以上3点、よろしく願います。

◎議長（徳永 正道君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、1点目のですね20周年記念事業につきましてですけども、今現
在、庁内でのですね推進本部会議、役場職員のもんですけども、これを2回ほど開催しております。日程につきま
して、3点ほどちょっと案がありまして、一応令和5年の5月頃、令和5年の10月頃、令和6年の2月頃
ということで、日程を、今、上げているところです。委員さんからですね、1番、いいのは、令和5年の1
0月頃が1番いいのではなかろうかということで、基本路線としてはそちらのほうで、進めるのではなかろ
うかと。いうふうに考えております。事業内容につきましては、今、本会議でもですね、どういうことをや
っていくのかですね。詳細を詰めておりますので、はっきりした。ところにつきましては、また、説明をさ
せていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今小谷議員言われるようにですね、本当にやっぱ全体的なものをお示した上
で、やはり一つ一つの予算を出していくというのは、もうおっしゃるとおりだと思いますので、そういうと
ころでちょっと検討を十分にしないままに、もう一つの流れとしてですね、時間がかかるものから先にそ
ういうものを出していったということで御理解いただきまして、また近いうちに、全体像もお示したいと思
いますので、よろしく願います。

◎議長（徳永 正道君） 菟田生活福祉課長。

●生活福祉課長（菟田 輝幸君） はい、保育所等の整備交付金についてでございますけども、これにつつま
しては、国の保育所等整備交付金の要綱、またあさぎり町の保育所等整備事業費補助金、交付要綱等に沿っ
て申請をなされるわけでございますが、園の経営状況等について、国の要綱の中には提出するようという
ような文言もございませんし、関連する資料等もございません。そういう中ではございますが、県におい
ては、毎年監査が行われまして、そういう経営状況等までの監査が行われているということと、あさぎり町、
町としましては、この申請を、の協議、整備等における交付金ですね、協議を行う中で、過去2年分と先
8年分の過去の分については、決算といたしますか、実績について、また、その先につきましては、収支の予
測ということでの計画、書のほうの提出を求めています。その中で、今回常任委員会、全員協議会で説明
をさせていただきましたが、資料のほうを御覧、そのときの資料のほうを御覧いただければお分かりにな
ると思っておりますが、事業費についてはかなりですね、精査されて、減額されてる部分もございませ
んし、現在、まこと保育園さんにおかれましては、70名定員でございまして、今後、先ほど議員おっしゃ
いましたとおり、少子化というところを、勘案したところで、定数につきましても、改築後は60名に
ですね、減らして申請をするってということで私たちと協議をいただいたところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、学校のバリアフリー化につきましては、確かに学校のほうからですね、主に来客の方で、車椅子等で来られることも、あるときの対応として、要望等も出ております。当然整備もしていかなければというところでもありますけれども、やはり今、全ての校舎が老朽化してくる中で、まず、児童の安全確保という、修繕をですね、最優先をしまして、修繕等には取り組んでるところであります。なので、長寿命化改修までは、そういう、安全優先をしまして、改修を図っていくと、当然その後長寿命化の改修に、なりましたならば、バリアフリー化も含めて、対応をしていくというところでもあります。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい3点とも、おおむね納得というか了解できる。ところがございます。1点目は先ほど町長のお話で、そのようにお願いしたいと思います。2点目ちょっとだけ、また申し上げますと、課長の説明で重要分かるんですが、私が申し上げたかったのは、そこで先ほど、個別の法人さんの名前が出てきましたけど一般論としてですね、そういう形で、児童福祉施設に限らずですいろいろな、福祉事業に限らずいろいろな事業で補助、事業で施設整備をするときのそのときに、先ほど、繰り返しになりますが、よかれと思ってこちら当然支援をしていくわけですけど、結果として、どうしてもどうしてもというか、過大過重な負担を残すような形に、は、やっぱ当事者がですね、やっていこうとされる部分があると思うので、その付近のそういう目で、やっぱ末端の自治体としてですね直接関わる、そういうの中で対応いただければなというそういう意味でございます今、制度上きちんと対応されてるのは重々分かっておりますので、それを否定するものでも何でもございませぬので、その点はどうぞよろしくお願いしたいと思います。最後の、小中学校のバリアフリー化の件は今課長おっしゃるとおりで予算の問題等もございませぬので、なかなか、一朝一夕にいかないのも承知しております。で、いろんなバリアフリー化に、バリアフリー化に限らずいろんな修繕等々、大規模改修等で一気に、一気にというかやるケース以外の個別の修繕等もかなりあると思うんですね。そういったものの、中の一つとしての、日常のいろんな、学校管理されてる校長先生教頭先生あたりの目というのがあると思いますがそういう情報の蓄積を、日頃からやっといいただければというふうに思っております。実は、昨年だったですかね。たしか1年前のこの時期だったんですけど、当初予算終了後に、この6月の補正予算でぽんと修繕料が出てきたケースがあります。個別のことは申し上げませんが、それはやっぱり調査漏れだったとかそういうことが時々あるものですから、そういうことは、極力、いろんな業務大変なのは承知しておりますが、そういう事、蓄積を情報蓄積をしておいて緊急性のないものに関してはですね、そして計画的な対応をいただければというその中の一つに、バリアフリー化も、ぜひ入れていただきたいと、入れていただきたいなというのが、先ほど私申し上げた趣旨でございます。よろしく申し上げます。答弁は。ありましたらいただきますが特段結構でございます。

◎議長（徳永 正道君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） 教育課としても、学校と密に連携しまして、そういった情報もいただいているところでもあります。なかなか、議員おっしゃるとおり、予算の面で、お答え出来ない部分もありますけれども、今後もですね、各小中学校からの情報をいただきながら、教育課でも、連携して取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課、ないですか。いいですか。他にいいですか。はい。それでは質疑の途中でございませぬけれども、ここで休憩をいたします。午後は1時30分からです。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。質疑、ほかにありませんか。ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第10号、令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第10号、令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入・歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,976万2千円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは引き続き、朗読させていただきます。第2項から読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。（1）、保険給付費の各項、計上した予算額に過不足を生じる場合における同一款内でのこれらの経費の各間の流用。今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の期末手当と共済費の補正をお願いするものです。また、同一款での、各項間での流用ができるように、先ほど読み上げました中では、第2条の歳出予算の流用について、追加をさせていただいております。これは、療養給付費や高額療養費の支出が予想をはるかに超える場合もあり、予備費を含めても、不足することに備えるため、追加をさせていただきました。7ページをお願いいたします。歳入です。1番上の枠の目1繰越金の減額は、歳出で御説明いたします。減額補正に伴う財源調整となります。8ページをお願いいたします。歳出です。1番上の枠の目1一般管理費、節3職員手当等会計年度任用職員期末手当と、節4共済費の社会保険料の減額は、人事院勧告により減額するものです。二つ目の枠の目1特定健診、特定健診健康診査等事業費、節3職員手当等の会計年度任用職員手当の減額も人事院勧告により減額するものです。節4の共済費の社会保険料は、人事院勧告、勧告により、期末手当分が減額となりますが、当初予算において計上しておりました、月額共済費が低く計上していたため、今回正しい金額で、共済費の計算をし、増額となり、減額増額は、合わせました、ところで増額とするものです。9ページをお願いいたします。このページは給与費明細を添付しております。10ページをお願いいたします。会計年度任用職員の給与につきまして、比較の欄に示すとおり、今回の補正の総額を記載しております。また、下の表の職員手当の内訳に、手当の比較を載せております。以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号

◎議長(徳永 正道君) 日程第7、議案第11号、令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第11号、令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和4年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万飛び3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,466万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長(林 敬一君) それでは、議案第11号について御説明いたします。第2項から読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。7ページをお願いいたします。今回の補正は、高齢福祉課職員の人事異動及び、期末手当支給率改正に伴う人件費の補正となります。歳入でございます。目1繰越金、節1繰越金につきましては、今回の減額補正分を、繰越金で調整しているものでございます。8ページをお願いいたします。歳出でございます。上段の目1介護認定審査会等費につきましては、介護認定調査を行う会計年度任用職員3名の人件費、減額補正でございます。下の枠の目1、地域包括支援センター管理費、その下の目2包括的支援事業費、その下の目4社会保障充実分事業費につきましては、会計年度任用職員2名を含みます。包括、地域包括支援センター職員6名の人件費、減額補正となっております。10ページをお願いいたします。10ページから14ページにかけては、給与費明細となっておりますので、御覧をいただきたいと思っております。説明は以上でございます。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、議案第12号、令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算第1号についてを議題とします提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第12号、令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算第1号について提案いたします。第1条令和4年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは議案第12号について御説明いたします。まず、2ページ目の第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和4年度あさぎり町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款水道事業収益、補正前の額3億9,338万8,000円。補正額34万4,000円、計3億9,373万2,000円。支出第1款水道事業費用、補正前の額、3億6,316万2,000円、補正額266万3,000円、計3億6,582万5,000円。3ページをお願いします。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,241万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,734万4,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、3,506万9,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款資本的収入、補正前の額4億1,923万3,000円。補正額5,255万3,000円。計4億7,178万6,000円。支出。第1款資本的支出、補正前の額、4億9,950万8,000円、補正額6,469万1,000円。計5億6,419万9,000円。第4条、予算第5条で定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、上水道整備事業、補正前の額、2億5,470万円。補正額5,050万円、計3億520万円。と、4ページをお願いします。第5条。予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正前の額、3,353万3,000円。補正額、1,127万2,000円。計4,480万5,000円。詳細につきましては、18ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。1目。受取利息及び配当金、節1預金利息、節2基金利息につきましては、当初予算で新たに設置した水道事業基金の利息を当初予算では、預金利息に合わせて計上していたため、今回節に基金利息を設け、預金利息と基金利息を個別に管理するものです。2目他会計補助金、節1他会計補助金は、職員の人事異動により、総務省通知の、繰り出し基準に基づく一般会計繰入れの児童手当分を増額するものでございます。19ページをお願いします。支出になります。2目、配水及び給水費、節5、備用品費につきましては、水道施設管理用携帯電話器の更新になりますが、現在、4台のいわゆるガラケーを使用しまして、専用のアプリにて、浄水場等の水道施設に異常があった際の警報を受信しております。またそれとは別に、施設の詳細情報につきましては、ガラケーでは対応していないため、個人所有のスマートフォンに水道施設管理のアプリをインストールして運用を行っております。スマートフォンへ更新することで、個人携帯の、個人携帯での水道施設管理、システムの運用の改善、併せまして、料金プランの変更によりまして、毎月の使用料を削減するものです。20ページをお願いします。1目支払い利息及び企業債取扱い諸費、節1企業債利息につきましては、令和3年度借用予定額の償還利息分を前年度実績により利率を0.5%で算定しておりましたけれども、借用時には0.7%であったため、その差額について、計上しております。21ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。1目企業債、節1企業債につきましては、歳出に計上しております。免田地区の重要給水施設配水管布設に伴う工事請負費、及び須恵地区の水道施設再編推進事業の工事請負費と管理委託料を計上しておりますが、その補助残分につきましては、計上しております。その下、2目国庫補助金、節1、国庫補助金は、生活基盤耐震化、生活基盤施設耐震化等補助金としまして、免田地区の重要給水施設、配水管整備事業の内示額が

要望額を上回ったため、その差額について、計上しております。22ページをお願いします。次に支出でございます。1目。配水設備整備費、節欄の1番下、節6工事請負費につきましては、免田地区重要給水施設配水管敷設替におきまして、昨年の概算要望時点での算定額を当初予算に計上しておりましたが、その時点では、測量設計の成果品がまだ完成しておりませんで、同様施設のメーター単価とメーター単価等概算延長にて算定をしておりました。成果品が納入されまして、今年度に入り実際の積算を行いましたところ、工事費に不足が生じたため、増額をしておるところです。23ページをお願いします。説明欄、最上段の送水管新設工事は、須恵地区の水道施設再編推進事業の送水管新設工事費におきまして、前のページでも説明いたしましたが、免田地区の重要給水施設配水管布設替工事と同様に、概算要望額で計上しておりましたので、同様の理由によりまして、不足の工事費分について補正を行うものです。その下、節7、委託料につきましては、須恵地区の送水ポンプ場建設に当たりまして、建築基準法及び建築士法により、建築士である工事管理者を定めることとなっておりますので、今回補正予算を計上いたしまして、適切な工事管理に努めるものです。次に9ページをお願いします。令和4年度あさぎり町水道事業、キャッシュフロー計算書でございます。下から2段目、資金増加額、3億6,468万9,000円。資金期末残高につきましては、次の10ページをお願いします。はい。資金期末残高につきましては、9億3,173万7,000円となる見込みです。11ページをお願いします。11ページから14ページにかけては、給与明細、給与費明細となっておりますので、御覧いただきたいと思っております。15ページをお願いします。このページから17ページにかけては、令和4年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。このページの1番下の資産合計、17ページ、最下段の負債資本合計はともに51億9,981万872円の見込みでございます。説明につきましては以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わりますこれから議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、議案第13号、令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第1号についてを議題とします提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第13号、令和4年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算第1号について提案いたします。第1条令和4年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、議案第13号について御説明いたします。第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款下水道事業収益、補正前の額6億2,071万6,00

0円、補正額24万8,000円。計6億2,096万4,000円。支出。第1款下水道事業費用、補正前の額、5億8,192万5,000円。補正額225万6,000円。計5億8,418万1,000円。第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額2,976万5,000円。補正額114万円、計3,090万5,000円。3ページをお願いします。第4条、予算第9条中、一般会計からこの会計補助を受ける金額は、3億451万2,000円を、一般会計からこの会計補助を受ける金額は3億476万円に改める。詳細につきましては、13ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出でございます。まず収入項目、他会計補助金、節1突貫下水道突貫下水道他会計補助金につきましては、人事異動による、総務省通知の繰り出し基準に基づく一般会計繰出金の児童手当分を増額するものです。14ページをお願いします。目の2段目、3目、簡易排水施設費、節9修繕費につきましては、深田地区の簡易排水施設につきまして、今年3月に、浄化槽の揚水ポンプの更新を行いました。その際に、浄化槽内の流量調整ポンプ2基と、ブローアについて、不具合が発生しているとの報告を受けまして、浄化槽の機能維持、維持のために、更新を行うものです。6ページをお願いします。令和4年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金、資金増加額、2,518万6,000円の減。1番下の資金期末残高は6,322万1,000円となる見込みでございます。7ページをお願いします。このページから10ページにかけては、給与明細、給与費明細となっておりますので、御覧いただきたいと思っております。11ページをお願いします。令和4年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。このページ、下段の資産合計、次、次のページの1番、下の金額、負債資本合計額はともに105億9,558万7,207円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わりますこれから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、議案第14号、令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第14号、令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ663万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） それでは、議案第14号について御説明いたします。第2項から読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出、予算補正による。7ページをお願いいたします。今回の補正予算は、球磨郡障害

認定審査会事務局職員の期末手当支給率改定に伴う人件費の補正となります。歳入でございます。目1繰越金、節1繰越金につきましては、今回の減額補正分を、繰越金で調整しているものでございます。8ページをお願いいたします。歳出でございます。目1、一般管理費につきましては、障害認定審査会事務局の会計年度任用職員1名の人件費、減額補正でございます。9ページをお願いいたします。9ページから10ページにかけては、給与費明細となっておりますので、御覧いただきたいと思っております。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、議案第15号、令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第15号、令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,599万1,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） それでは、議案第15号について御説明いたします。第2項から読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。7ページをお願いいたします。今回の補正予算は、球磨郡介護認定審査会事務局職員の期末手当支給率改定に伴う人件費の補正となります。歳入でございます。目1繰越金、節1繰越金につきましては、今回の減額補正分を、繰越金で調整しているものでございます。8ページをお願いいたします。歳出でございます。目1一般管理費につきましては、介護認定審査会事務局の再任用職員1名、会計年度任用職員3名の人件費、減額補正でございます。9ページをお願いいたします。9ページから14ページにかけては、給与費明細となっておりますので、御覧いただきたいと思っております。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号

◎議長(徳永 正道君) 日程第12、議案第16号、旧深田中学校校舎等解体工事請負契約の締結についてを議題とします提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第16号、旧深田中学校校舎等解体工事請負契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。旧深田中学校校舎等解体工事請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 山口教育課長。

●教育課長(山口 宏子さん) それでは、工事請負契約の内容につきまして御説明いたします。入札につきましては、令和4年5月31日に行いました。詳細につきましては、1、工事名は、旧深田中学校校舎等解体工事、2、工事内容は、解体撤去工事です。3、工事場所はあさぎり町深田東地内。4、契約金額は8,612万188円。5、契約の相手方は、あさぎり町上北277番地25、株式会社勇工務店代表取締役、緒方正明6、契約の方法は指名競争入札です。工事の概要としましては、旧深田中学校校舎ほか12施設は、現在、耐震不足等により、利用されておらず、また、今後も利活用の計画がないため、今回、撤去するものです。工期につきましては、契約の日から令和4年12月20日までを予定しています。以上で説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 1点お伺いします。アスベストのことで、全協でお伺いしましたけどアスベスト調査は済んでるということで、伺っておりますけど、過去にも解体工事途中でアスベストがまた出てきて、変更をなされて、契約時より、その倍額ぐらいの、実際、費用を要したような事業がございました。今回の場合もあさぎり、アスベストの調査はされておりますけど、その調査の精度のいかんによりましては、その後も変更をせざるを得ないような状況が出た場合に、金額等の変更がなされると思いますけど、そういうときに、考えられる、再協議条項あたりになるものは、契約書の中に持っているのか、そのところはいかがなものでしょうか。

◎議長(徳永 正道君) 山口教育課長。

●教育課長(山口 宏子さん) はい、旧深田中学校にかかりますアスベスト事前調査は令和3年に実施しております。校舎の外装、各部屋ごとの内装等につきまして、図面から書面調査を行い、各部屋ごとの部材を確認し、サンプリングを採取しまして、部材の分析調査を実施しております。事前調査の分析結果としましては、吹きつけアスベスト等の確認はされておらず、天井材などに使用されてます。石膏ボードの整形版や防水材などの一部にアスベストが判明しております。分析結果をもとに、解体工事の事前確認を実施しまして、解体工事を進めていくところであります。

◎議長(徳永 正道君) 小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 設計図書とかサンプリングで調査されているみたいなんですけど、実際その、解体を始めたときに、業者から、違うところの発見があった場合の変更が、ないとも言えないんで、それに対する契約の中においてというような再協議条項というのを、する場合はそういう契約の時点において、明らかにしておかなければならないというふうに思うんですけど、その辺についての備えは、契約の中で、体制

はとっておられているのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） 契約のほうをちょっと確認をしっかりと今しておりませんが、今後、解体工事を進める中で、始める前にそういう部分も確認して、契約したいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） ということはこの金額が変更ありうるということの裏づけの、今の御答弁でしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） 今出ておりますのが、事前の調査ということで、設計図からの調査ということですので、工事を進めていく中で、そういった部分が、出てくる可能性もあるということになると思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第13 報告第4号～日程第15 報告第6号

◎議長（徳永 正道君） 日程第13、報告第4号、令和3年度、繰越し明許費繰越し計算書、一般会計の報告についてから日程第15、報告第6号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算繰越し計算書の報告についてを一括して行います。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第4号から報告第6号まで一括して報告いたします。報告第4号、令和3年度繰越し明許費繰越し計算書、一般会計の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、報告第5号、令和3年度事故繰越し計算書、一般会計の報告につきましては、地方自治法施行令第150条第3項に基づき、報告第6号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算繰越し計算書の報告につきましては、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により、繰越し計算書を調整いたしましたので、同条第3項に基づき報告いたします。詳細につきましては担当課長より報告いたしますので、よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それではまず、報告第4号について、御報告いたします。令和3年度一般会計補正予算におきまして、議決いただきました28件の繰越し事業につきまして、繰越し明許費繰越し計算書により報告するものでございます。各事業ごとの内容につきましては、これまでの予算審議の中で説明をしておりますので、省略をさせていただきます。次のページをお願いいたします。合計欄を御覧ください。事業費9億2,551万5,825円のうち、翌年度繰越し額が9億492万8,000円となっております。なおその財源内訳につきましては、右に記載のとおりでございます。以上で、第4号の報告を終わります。続きまして、報告第5号について、御報告申し上げます。一般会計におきまして、地方自治法第220条第3項の規定により、事故繰越しとしたものでございます。この事故繰越しと申しますのは、年度内に支出

負担行為をし、避けがたい事故のため、年度内に支出を終わらなかったものについて、翌年度に繰越して使用するものでございます。今回、農地等災害復旧事業、林道施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業につきまして、右の説明欄に記載のとおり、地権者との調整や、施工業者、資材の調達に時間を要したことなどの理由によりまして、翌年度への事故繰越となっております。下段の合計欄を御覧ください。令和3年度、支出負担行為額、1億9,898万4,139円のうち、支出済額4,590万円。支出未済額1億5,308万4,139円でございます。この支出未済額に、支出負担行為予定額4,162万1,861円を加えた1億9,470万6,000円が翌年度の事故繰越となっております。なおその財源内訳につきましては、右に記載のとおりでございます。以上で報告第5号について、報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは報告第6号について報告をさせていただきます。1款、水道事業費用、1項営業費用、事業名、浄水、配水設備等修繕事業、岡原第2浄水場UF膜新品交換修繕、翌年度繰越し額、525万8,000円。財源内訳につきましては、給水収益等となっております。こちらにつきましては、岡原第2浄水場の浄化装置でありますUF膜について、令和3年11月に修繕契約を締結しまして、年度内に完了予定でありましたが、UF膜の製造元におきまして、コロナ禍後の受注量が急増し、生産ラインの変更等により対応を行っておりましたが、設備設計上のトラブルや資材調達困難などの理由により、年度内の納品が出来ない状況となったため、繰越しをしたものです。報告は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。それぞれについて質疑ありませんか。ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めますこれで報告を終わります。

日程第16 発議第4号

◎議長（徳永 正道君） 日程第16、発議第4号、食料安全保障予算の新設を求める意見書についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。永井総務建設経済委員長。

○議員（9番 永井 英治君） 発議第4号、令和4年6月10日、あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者、あさぎり町議会総務建設経済常任委員会委員長永井英治。食料安全保障予算新設を求める意見書について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第10条第3項の規定により提出をいたします。提出理由。あさぎり町を含む多くの地方農村は、担い手不足等の生産現場の厳しさを増し、安定生産に支障を来しかねない状況になっているほか、輸入食料品等の相次ぐ値上げや、コロナ禍による物流の混乱など、食料や資材の多くを海外に依存する我が国の食料の安定供給について、そのリスクが現実のものとなりつつある。深刻化するウクライナ情勢もあり、今後、世界的な食料や、資源の争奪等がさらに激化することが見込まれる中、そのリスクはさらに拡大していく恐れがあり、今まさに、将来を見据えた、食料安全保障の強化が求められる。こうした中、持続可能な農業農村づくりや、将来にわたる食料の安定供給の確保等に向け、既存の予算とは別に、食料安全保障予算の緊急継続的確保を求めるために提出するものであります。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 趣旨説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第17

◎議長（徳永 正道君） 日程第17、広報調査特別委員会委員の辞任についてを議題とします。5月24日に、溝口峰男委員。6月1日に、山口和幸委員。小出高明委員。岩本恭典委員が、各常任委員会の申合せにより、広報調査特別委員を辞任したいとの申出があります。お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、溝口峰男委員、山口和幸委員。小出高明委員、岩本恭典委員の広報調査特別委員の辞任を許可することに決定しました。

日程第18

◎議長（徳永 正道君） 日程第18、広報調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。広報調査特別委員会委員に4人の欠員が生じたので新しい委員の選任を行います。お諮りします。新しい委員については、委員会条例第8条第4項の規定によって御手元に、お配りいたしました名簿のとおり、加賀山瑞津子議員。橋本誠議員。皆越てる子議員。小見田和行議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、新委員として加賀山瑞津子議員、橋本誠議員、皆越てる子議員、小見田和行議員を選任することに決定しました。広報調査特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時28分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第19

◎議長（徳永 正道君） 日程第19、特別委員会の委員長。副委員長の選任結果についてを議題とします。広報調査特別委員会の代表者に報告願います。小谷議員。

◎議員（1番 小谷 節雄君） それでは広報委員会より、結果の御報告を申し上げます。ただいま休憩中に委員会を開催いたしました。年長議員であります、皆越議員のほうで臨時委員長ということで、委員長選任を行っていただきました。その中で指名推選ということでございましたが、1番議員経歴の浅い、私、小谷が委員長に選任をされました。引き続き副委員長に、副委員長の選任に入りましたが、委員長指名によりまして、前回からの継続の委員でございます、難波議員に副委員長をお願いをすることになりました。以上、広報委員会よりの御報告といたします。

日程第20

◎議長（徳永 正道君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました文書のとおり、議員の派遣を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって議員を派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本定例日の会議で、議決の結果生じた条項字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって条項字句数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町議会第2回会議を閉会いたします。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後2時30分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年8月1日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 岩 本 恭 典

署名議員 難 波 文 美